

令和 8 年度利用から

こども誰でも通園制度は新たな申請が必要です

令和8年度から、全国で実施される乳児等のための支援給付として制度変更されるため、すでに利用されている方も、給付制度利用のための申請が必要になります。

4月分からの利用を予定されている方は、令和8年度利用のための申請手続きをお願いいたします。

令和8年4月以降の利用手続きの流れ

① 給付認定申請・総合支援システムの登録

下の二次元コードから市ホームページにアクセスし、ページ内の「オンライン手続きわさき(e-KAWASAKI)」の利用者登録フォームで申請

※ 令和 8 年 2 月 6 日以降に、来年度用のフォームをご案内する予定です。

② 事前面談

総合支援システムから各施設に面談予約をして面談

※ 令和8年度利用に係る総合支援システムの運用は、3月から開始予定です。

③ 利用予約

柔軟利用については総合支援システムから利用予約

④ 利用開始

施設で利用料をお支払ください。



対象のこども

以下の①～③のすべてに該当するこどもが利用できます。

① 川崎市内在住のこども

② 0歳6か月～満3歳未満のこども

③ 保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育事業所に在籍していないこと

その他の利用に関すること

下の二次元コードの市のホームページにアクセスしてご確認ください。

【制度に関するお問合せ先】

こども未来局 保育・幼児教育部 保育第1課
電話番号：044-200-2662

制度の詳しい内容や手続き等については
市ホームページをご確認ください。

川崎市 誰でも通園

検索

